　　　　年　　月　　日

（低圧・ＳＭ用）

九州電力送配電株式会社　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（契約者）　　　　　　　　　　　　　印

増設時の子メーター設置に関する同意書

　私は、認定発電設備（設備ＩＤ：●●●●●●●●●●）に併せて、新たに認定発電設備（設備ＩＤ：●●●●●●●●●●）を増設するにあたり、貴社に「再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書〔低圧〕（●●●●年●月●日付）」を提出するとともに、以下の内容について同意します。

１．調達期間において、毎月、貴社が予め通知した検針日に、各々の認定発電設備（設備ＩＤ：●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●）（以下「各認定発電設備」という。）の受給電力量を計量する計量器（以下「子メーター」という。）の検針を行い、貴社に対して、当該検針日の翌営業日17時までに貴社の指定する方法、様式で当該検針値の報告を行うこと。

　　また、検針した日付と検針値が確認できる子メーターの写真を毎月の検針時に撮影し保管しておくこととし、貴社から検針値の正当性の立証を求められれば、これを速やかに提出のうえ説明を行うこと。

２．各々の認定発電設備毎に、計量法に定める検定を受けた子メーターを設置し、検定満了時には再度検定を受けるとともに、調達期間にわたって子メーターの保守管理を行うこと。

３．子メーターに故障等の異常が発生した場合は、貴社に対して速やかに報告するとともに、自らの責任と負担においてその原因となる事象を遅滞なく解消し、事象が解消すれば、その旨を貴社に対して速やかに報告すること。

４．子メーターの設置または取替えを行った場合は、貴社に対して速やかに、当該子メーターの「計器番号」、「検定の有効期限日」「取付指示数（取替の場合は、取付・取外指示数）」、及び「実物写真」を併せて送付すること。

５．貴社が子メーターの設置状況、指示数等を確認するために子メーターを設置する場所に立ち入りを求めた時は、これに応じること。

６．各認定発電設備の料金算定期間における受給電力量は、貴社が定める『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱』「27計量および検針」による受給電力量を、各認定発電設備の料金算定期間における受給電力量（各子メーターの当月検針時における指示数と前月検針時における指示数の差引きにより算定した値）の比率により按分して得た値とすること。

〔計算式〕

　　貴社設置の売電メーターの受給電力量（A）を、発電事業者で設置している発電メーターの計量値〔既設分（B）、増設分（C）〕の比率で按分

・既存認定発電設備の受給電力量＝ **Ａ**kWh ×

・増設認定発電設備の受給電力量＝ **Ａ**kWh　－　①

・・①

**Ｂ**kWh

（小数点以下、四捨五入）

**Ｂ**kWh＋**Ｃ**kWh

７．前記１から５を遵守しなかった場合、その他の理由によって各認定発電設備の受給電力量が正確に計量できなかった場合の当該月における購入電力料金の算定にあたっては、各認定発電設備に適用される調達価格にかかわらず、そのうちの最も安い調達価格が適用され、後日、原因となった事象が解消した場合においても購入電力料金の精算は行わないこと。

８．本同意書に定める事項に違反し、かつ貴社が指定する相当期間内に当該違反が是正されない場合、貴社は、何らの催告を要することなく、受給契約を解除できること。また、その場合、速やかに自らの責任と負担において、貴社が電力を受給できないよう必要な措置を講ずること。

９．本同意書の有効期限は、認定発電設備のいずれかに係る受給契約の終期までとすること。また、本同意書の有効期限の終期以降は、貴社が定める『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱』および『託送供給等約款』にかかる規定に準ずるものとすること。

　以　上